

第 227 回 長野県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 平成 29 年 11 月 22 日（水） 午後 3 時から

2 場 所 長野県水産試験場 会議室

3 出席者

○漁場管理委員 12 名

漁業者代表：藤森貫治、梅戸洋、富岡道雄、古谷秀夫

採捕者代表：名取清、小澤 哲、田中経人、高原民子

学識経験者：平林公男、竹原文子、桐生透、高田啓介

○事務局 4 名

丸山書記長他

4 会議事項

- (1) 遊漁規則の変更について
- (2) 野尻湖における逸出魚の監視結果について
- (3) 野尻湖におけるオオクチバス等の再放流禁止指示の解除について
- (4) その他

会長挨拶 議事に入る。

平林会長 まず議事に入る前に、議事録署名委員の指名を行います。本日は、議事録署名委員を藤森委員、名取委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。一つ目の議題は、「遊漁規則の変更について」です。事務局から説明をお願いします。

事務局 資料 1 により説明

平林会長 野尻湖漁協の遊漁規則 2 点の変更について御説明いただきましたが、何か御質問、御意見はございますか。

桐生委員 夜間の遊漁禁止になるのですけれども、従前、夜間で遊漁が行われるということは多々あったのでしょうか。

事務局 野尻湖漁協からの聞き取りによりますと、夜間釣りをしている方がいてトラブル

があったと聞いております。周辺は外国人の別荘があるのですが、そこに立ち入って夜間で釣りをしているということです。漁協の方に苦情があったということで原則として夜間の釣りの禁止についてはお願いということだったのですが、規則を改正することによってトラブル防止を図りたいというものです。

平林会長 他に何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

各委員 ありません。

平林会長 それでは、野尻湖漁協の変更申請につきましては、申請内容のとおり許可して差し支えないという趣旨で答申したいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 意義ありません。

平林会長 ありがとうございます。それでは、申請のとおり許可して良い旨答申させていただきたいと思います。

平林会長 続きまして、議題（２）の「野尻湖における逸出魚の監視結果について」と（３）の「野尻湖におけるオオクチバス等の再放流禁止指示の解除について」でございます。

現在、委員会で指示を出している野尻湖のオオクチバス等の再放流禁止指示については、平成３０年３月３１日をもって解除期間が終了するため、本日、委員の皆様には、次回までに野尻湖漁協から解除申請が提出された場合についての審査基準を審査いただくものです。おそらく今後提出されるということが予想されるので、それを踏まえてここで議論いただくということでお願いします。

それではまず、議題（２）「野尻湖における逸出魚の監視結果について」、野尻湖漁協が実施している点検の結果及び事務局が実施した調査結果の概要についてまず事務局から報告をいただいて、それを踏まえて、皆様のご質問、ご意見等をお聞きしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料２、３により説明

平林会長 今の説明について、何かご質問、ご意見はございますか。

高田委員 資料３、１Ｐの目視及びタモ網による逸出防止監視結果と２Ｐの電気ショッカーで監視した結果と、同じデータなのか場所がずれているところもあるようでの

で、どう見れば良いか教えてください。

事務局 資料3、1Pは基本毎日同じようにほぼ同じ時間に同じ方が見回って、目視もしくはタモ網で捕るということをしていただいております。2Pは漁協さんの方で10日に1回程度の割合で目視の監視とは別に定期的にやっているという位置づけで、目視でコクチバスがいたからといって電気ショッカーをやるということではありません。

高田委員 資料3、1Pの方は日数で、2Pの方は尾数ですね。

事務局 補足しますと、1Pは例えば平成28年12月にコクチバス(2)とありますが31日監視したうち2日間コクチバスが確認できましたということで、尾数については記載ございません。2Pは、例えば平成28年11月1日池尻川A1に○がございまして、コクチバスが5cm~8cm11とありますが、コクチバスが5cm~8cmのものが11尾捕れたという表記でございます。

平林会長 1Pの方は毎日記録をしていただいておりますので、記録を見れば、何月何日にコクチバスがとれたという記録がすぐ出てくると思います。

大きな方の2Pは電気ショッカーでやった時の尾数が記録されていますので、コクチバスが捕獲されたときには赤字で書いてあります。何か他に質問、ご意見ありますでしょうか。

富岡委員 結果を見ると最初のころは逸出ゼロということでしたが、電気ショッカーでみると逸出しているということでしょうか。

事務局 資料2は、事務局による調査ということで2日間やったときは見られなかった。資料3、2Pは漁協さんで、10日に一回程度の頻度でやっている時にはある程度捕れるということで、今年度になりますと10月1日、10月5日、10月14日にコクチバスが3尾2尾4尾捕れています。ただ監視場所2の所までですので、最も捕れてはいけないところにはいなかったということで、見ていただければと思います。

桐生委員 確認なのですけれども、目視の日数ですが例えば12月コクチバス2尾とありますが、同一個体であるという可能性はあるのでしょうか。

事務局 平成28年12月にコクチバス2とありますが、目視といっても基本的にタモ網で捕っていますので捕れたものは再放流しませんので、別の個体だというふうに考

えております。

高田委員 目視及びタモ網による記録ですが、数による記録数は2とあるのは日数であって尾数ではない。捕り上げてないのかと思ったのですが、捕り上げているのですか。

平林会長 捕り上げています。

高田委員 見つけたら必ず捕り上げているのですか。

事務局 目視ではなかなか見つけづらいということで、比較的狭いエリアですので、目視しながらタモ網で捕るということで捕獲をしていると考えていただいて結構です。

平林会長 こういう形で努力していただいているということですが、何かご質問ご意見ありますか。

各委員 ありません。

平林会長 よろしければ、続けて議題3の「野尻湖におけるオオクチバス等の再放流禁止指示の解除について」ですが、いまご説明いただいた議題の内容を受けて、資料4に調査結果を踏まえて事務局で案を作っていただいていますので、資料4及び参考資料1、2により説明をお願いします。

事務局 資料4、参考資料1、2により説明

平林会長 先ほどの資料2、3で現状を理解していただいた上で、資料4で野尻湖漁協さんから再放流禁止指示解除申請がおそらく今後出てくるということで、それに対応する意味で準備するということで事務局から資料4、14Pにより説明いただきました。これまでのところで何かご質問はありますでしょうか。

小澤委員 資料4、1Pの上の四角の枠の中で、第8号の指示のところでは魚種がオオクチバス、コクチバス又はブルーギルとあり、ここでブルーギルという魚種が表記されています。そして2Pの審査基準の第1期のところでも同様にブルーギルという魚種が表記されており、第3期のところでは第1期と同様の審査基準によりということですから、ここでブルーギルという魚種が存在しているというふうに理解できるかと思っています。

第3期審査基準に基づいて、先ほどの参考資料2で漁協から解除申請書が出てきた

その中には、ブルーギルという魚種は表記されていません。資料4の下の枠の中にある第18号の解除指示のところにもブルーギルという魚種は表記されておりませんが、ブルーギルの個体数が少ないのかもしれませんが、先ほどの資料3の電気ショッカーの調査結果の記録の中で、平成28年11月17日にブルーギルという魚種が捕獲されているというふうに表記されておりますので、全くいないということではないように思われます。なぜブルーギルが魚種の中に表記されないのか理由を教えてくださいませんか。

事務局 資料4、1P上の枠はオオクチバス、コクチバス、またはブルーギルを採捕したものであるとしていまして、全県に出す委員会指示ということで特定外来生物に指定されているのでこういった内容になっていますが、下の野尻湖の指定解除については対象魚種オオクチバス、コクチバスということで、前回の時に2魚種についての平成20年のころから継続して2魚種ですが、野尻湖にはブルーギルがそれほど多くなかったという経過からオオクチバス、コクチバスのみを対象としてきたわけです。ブルーギル1尾が報告されていますので、委員会の中で、野尻湖にも全くいないというわけではありません。

ブルーギルを加えるべきということであれば、漁協の方とも協議をしながら進めていきたいと思えます。当時はブルーギルが問題になるほどいなかったという理解だと思えます。

平林会長 事務局からのご説明ですがここで議論になるかと思えます。小澤委員さんからご指摘された通り、今まではオオクチバス、コクチバスということで漁協の方からも出てきていますし、指示もそのようにやってきました。

事務局 誤りがございました。オオクチバス、コクチバスについてはキャッチアンドリリースの禁止を解除するというのですが、ブルーギルについては、キャッチアンドリリースをしてはいけないということで、野尻湖においても適用されています。

ブルーギルは野尻湖漁協にとってもリリースする必要のない魚種という判断ですので、解除申請から落としているということでございます。

平林会長 ブルーギルを放しても何のメリットもないですので、落としているということですね。

事務局 そうです。

平林会長 そういうことでしたらここで議論する必要も無いのですが、小澤委員さんい

がでしょうか。

小澤委員 漁協がそういう判断をされているということですが、現実的に釣り人にとってそこまで明確に区別して釣っているかという、そうではないという気がするのです。漁協がブルーギルをいらないから解除指示に入っていないということは納得できない気がするのですけれども、漁協の考え方についてお聞きしたいと思います。

事務局 いらないからというのは語弊がございました。オオクチバス、コクチバス、ブルーギルは駆除すべき魚という扱いでございますけれども、野尻湖漁協にとっては、オオクチバス、コクチバスについてはそれを対象にする釣り人がいらっしゃるということで、キャッチアンドリリースの指示を解除してほしいということで申請が出てきております。

ブルーギルはキャッチアンドリリース禁止であっても駆除すべき魚ということで、釣り人が釣った場合でも解除が必要ないということです。野尻湖漁協の申請はオオクチバス、コクチバスに限っているということでございます。

平林会長 よろしいでしょうか。オオクチバス、コクチバスについては魚種の対象になっているので解除してほしい、ブルーギルについては利用する人はほとんどいないので釣ったら駆除してかまいませんよという趣旨だったと思うのですけれども、いかがでしょうか。

桐生委員 ブルーギルについては生息数が少ないということと釣りの対象になりにくいということはわかりますが、オオクチバスはどうか、コクチバスは野尻湖で売りの魚なのですが、オオクチバスはどうかのですか。この際リリース禁止にしてもよいのではないかということも考えられるのですけれども、その辺の判断はどうかのでしょうか。

丸山書記長 野尻湖漁協が漁協の判断として対象魚種にしたいということで、あくまで漁協の意思であり、審議により客観的に議論して認めていただけてきたということです。その種が多いか少ないかということではなくて、野尻湖の漁協としての申請をご審議いただければ良いのではないかと、今までもそういうご審議をしていただいた結果だということをご理解していただければと思います。

平林会長 よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

竹原委員 確認ですが、網がネズミに破られて金属製に変えたという話がありましたけれ

ども、防止スクリーンはすべて金属製のもの変わったと理解してよろしいでしょうか。

事務局 資料4、6Pをご覧ください。金属製に変わったものは池尻川にあります装置1、2、3とございますが、装置の下30cm位を今までの繊維状の網からステンレス製に交換しました。資料4、11Pに写真が載っておりますが装置1、2、3の3枚について替えました。小丸山用水路、御小屋川用水路の装置については、元々金属製ですので従前のままです。

梅戸委員 日報が出ているわけですがけれども、捕獲をされたものに対して、だれでも確認できるように写真等は提出されているのでしょうか。

事務局 野尻湖漁協から報告されてくるのは、資料4、5PのFAXでございまして、写真の報告はありません。事務局の調査・捕獲の時は撮影していますが、資料の方には載せておりません。漁協の捕獲には写真の報告はありません。

梅戸委員 漁協はそういう手立てはしているのですか。

事務局 漁協で撮影をしているかどうかは確認しておりませんので、わかりません。それについては求めていないので。写真撮影については聞いていませんし、こちらからもあるかどうか聞いたことがないのでわかりません。

藤森委員 資料4、7Pに目視とタモ網による捕獲の記録と、8Pでは電気ショッカーによる監視状況があるのですが、平成28年11月を見ますと30日間目視で見ているのですけれども、11月は全く逸出魚がなかったと書かれています。電気ショッカーで8回やっているけれども相当数のコクチバスが捕れているのですが、目視の信憑性についてどうかと思うのですが、先生方のご判断をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

平林会長 目視の意義ということだと思いますが、個人的な考え方からすると目視というのが最初にあって、人が目で見るということに限界があるので、補足する意味で電気ショッカーがあるのだと思います。ある程度目視で監視しながらその中で月最低1回となっていますが、厳密にやると「電気ショッカー」ということになります。それもやりきれないので、数回にわたってこういうチェックをしているということですので、「基本は目視」で、「電気ショッカーは補足」ということで、この方法で十分ではないかと思いますがいかがでしょうか。

高田委員 目視と電気ショッカーと比べると電気ショッカーのほうが確実だといえるのですが、従来目視で観察してそれが一番簡便で費用もかからないので、それでやっていると言ったのだと思います。目視と実際の電気ショッカー間で発見率の問題で、ままたまあることです。それほど矛盾があるとは思いません。

ただ、お願いしようと思っていたのですが、目視とタモ網によると書いてありますが、目視で取れているのか取れていないのか、目視で見えて確実にとれたのか区別がなされていないことが整合性を考えるうえでいろいろ妄想が入ってきてしまう。データを正確に頭に浮かべることができない原因になっていると思います。目視したのがいつ何匹か、実際に捕獲できた数を記載するのが、一番電気ショッカーとのデータを比べて整合性をみるには良いのではないかと思います。

事務局 資料4、5 P毎日FAXで送っていただく様式です。逸出魚監視記録票下の枠でございます。目視監視有り無し、捕獲監視有り無しとありまして逸出魚の有無を書く欄がありますが、これを見ますと、捕獲監視と逸出魚があったか無かったかという表記については、逸出魚があったけれど捕まらなかったということが明確にならないようになっていますが、私達が記録しているのは逸出魚の有無、魚種、サイズ、数量を書いてきていただいています。漁協から聞くところによりますと、ここに書いてあるのは基本的に捕ったものということですので、明確にするということになれば捕った部分をわかりやすい表記に変えるべきかもしれません。

平林会長 目視では、逸出魚があるかないかということで、非常に重要なのですけれども、それ以外の項目についても点検しているということでも重要なことだと思います。単純に魚の話だけではなくて、川の色が違ったりか網に穴が開いているとか、ごみがたくさん詰まっているとか、そういうことを含めての目視だと思いますので、逸出魚のモニタリングと言った事と目的が違ったりところもあるので目視は重要だと思います。

高田委員さんがおっしゃられたように、そういったことをはっきりさせて電気ショッカーとの関係について項目を追加するか、表現を変えるかということで、「記録の仕方を検討するということはある」というのが事務局のお話です。他の皆様はいかがでしょうか。

漁協さんは毎日しっかりやっただいて、結果もある程度できていますけれども、また追加するかどうかということですが、あまり必要の無い興味本位のデータ取りに走ってしまってもいけないし、目的が逸出させないという予防措置ということでご報告いただいているのですが、いかがでしょうか。

ここで少し御議論いただければと思います。

高田委員 私が今実数をとったことには理由がございまして、毎日見ていただいている方の負担を大きくするのは、効果としては逆効果だと思っています。できるだけ簡便な方法で、委員長がおっしゃったように逸出を防げるというのが目的ですから、できるだけ楽にと思っています。

電気ショッカーと監視、併せてみますと秋口から冬にかけて冬一部観察できないところがあるのですけれども、夏場に出ているという記録がない。今はまだそういう時期ではないのですけれども、監視強度を時期によって変えることができる可能性もあるのです。そのためにはきちっとした基礎データをとってから判断した方が良いのではないかと思った訳です。5月から9月くらいまで半年はほとんど取れていない、目視もされていません。本当にそうであれば、その時期は東北電力でゲートを開けて出てしまったということがなければ、ある程度監視の手を緩めることも不可能ではないかもしれない。だけど、それはきちっとした客観的データがあつてこそ判断できることであつて、それまではこれまでのデータが十分ではないので、決して細かくやって下さいといった意味で言ったのではないというのをご理解ください。

平林会長 高田委員さんがおっしゃったとおりだと思います。おそらく、根本的には非常事態時にどれだけ、いつ網を上げているのか、というのがかなり重要ではないかと個人的には思っています。むしろそういうのが年何回あつて、いつ頃多いのかという記録を事務局として出していただいた方がはっきりするのではないかと思います。

事務局お願いします。

事務局 趣旨はわかりました。資料4、5Pの様式なのですが、逸出魚の有無のところで、逸出魚については目で見ただけなのか捕ったうへの逸出魚か区別がつきませんので、漁協さんは基本タモ網で捕るということをやっています。逸出魚イコール捕獲魚としても差し支えないと思うので、アイデアとして「逸出魚」のところを「捕獲魚」に改めるということをしてはどうかと、漁協さんとも相談の上ですがそういった解決方法があるのではないかと思います。ご意見をいただければと思います。

古谷委員 池尻川と小丸山と御小屋用水と3か所で調査された記録でございしますが、池尻川へ流入する手前で今の逸出防止施設はそのまま利用していただくとして、その手前の宮中ダム等で設置されている迷入防止装置、信頼性についてはわからないのですけれども、完璧に迷入を防止できるということであれば、スクリーンの手前でそういう装置の導入を検討していただければと思います。それでメリットが十分あがるとすれば人件費や維持費の面でメリットがあるのではないかと思います。

事務局 資料4、6Pの図をご覧いただきたいと思いますが、平成20年の内水面漁場管理員会でご審議いただいて、対策をとるということで現在に至っています。現場を見ますと、相当深く立ち入りを制限されているという現状がございます。平成20年の審議の時に現在の施設に至ったという経緯がございまして、審査基準の第2期のところに逸出防止装置に新たなものは求めないということになっていますので、新たな施設は難しいのではないかとというのが事務局の考えでございます。

平林会長 この件についてはご理解をいただきたいと思いますが、記録表についてですが「逸出魚」のところを「捕獲魚」にして、区別できるような形で漁協さんと話をしてみただけということ、先ほど話がありましたけれども、いかがでしょうか。可能であればそういう表現にさせていただいて、次の申請が出てきたときにそういう表現にさせていただくということで準備をしていきたいと思っております。他に何か意見はございますでしょうか。

竹原委員 タモ網で捕っている状況がわからないのですが、前に見学させていただいた状況ですと、装置1から2までの間はさほど広い範囲ではないということですが、タモ網を入れた場合には、大体そこにいる魚が捕れるものなのではないでしょうか。

事務局 資料4、6Pの図をご覧いただきたいのですが、池尻川の装置1、2、3の監視場所1、2につきましては、コンクリートのたたきになっているのと、装置1と装置2の間は狭いということで、比較的タモ網で捕る行為をすれば比較的入りやすいと思っております。監視場所3装置3では下流では普通の河川になってしまいますので、タモ網ではなかなか捕れないということで基本的には目視観察になっていると思っております。

桐生委員 目視は方法としては限界があるけれども、最もやりやすい方法で、それ以外になると潜水目視になってしまいますので、漁協でも限界があるのではないかと思います。目視捕獲については現状でよろしいかと思いますが、電気ショッカーで池尻川において捕獲された場合には、10日に1回ではなくて継続して密にやるという方法をとっていただければ良いのではないかと思います。

平林会長 もし捕獲した場合にはそこを密に調査するということですね。それは項目にありましたか。

事務局 逸出が確認された場合については県にも報告し、資料4、3P(3)④逸出魚発見時の対策方法では当該魚が逸出魚であることを否定できない場合、申請者は当該魚の回収駆除に努めるとともに、逸出状況等及び駆除結果を報告するとあります。

回収駆除に努めるということは、回数を増やすことも含まれているので、現状対応していると理解しております。

桐生委員 回収駆除に努めるのも良いのですが、必ず電気ショッカーで多数回、指示した方が良いのではないのでしょうか。努めるだけでは問題なので。

事務局 現状、基本的に回収駆除に関しては電気ショッカーによるものが一番効率が良いので、現実的には漁協さんも電気ショッカーによる駆除の回数頻度も高めていますので、表現をそこまで改めるのか、現実的にはそういう対応をとっていただいていますので、委員会の中でご議論いただければ漁協には指示することができると思います。

平林会長 どういたしましょうか。実際はそういう感じでやっていたているのですけれども、そこを改めてしまうか、今のような表現で事務局で見て行って指導していただくかということになりますが、どうでしょうか。

事務局 必要ならば、今の表現を「回収駆除に努める」というところを、「当該魚の電気ショッカー等による捕獲駆除に努める」ものということにして、より表現を具体的にしてよろしければそのように変えるということにしても良いかと思います。

平林会長 漁協さんに話をさせていただきながらと思いますが、どうでしょうか。変えてみていただいてまた議論いただければ良いと思いますが。先ほどの表のところと今のところの表現を変えていただいて、次に上がってきたときに見ながら確認してやれば良いですね。

事務局 今ご指摘あった2点について、改めたものを皆様方にメールで見ていただくようにして、次回の時にはそれに基づいて申請と照らし合わせるという形が効率的だと思いますので、ご意見があればその時にいただいて、変更あれば皆さんにお知らせするというふうにしたいと思います。

平林会長 それでよろしいでしょうか。

各委員 はい。

平林会長 ではそのようにしていただきたいと思います。

富岡委員 今までの話を総合的に考えると、冒頭に平林会長から来年の3月31日にきれ

るということで、申請が来年出てきたら良いということで今の話をしていると理解して良いのですね。

平林会長 審査基準をどうしましょうかというもので、出てきてからでは遅いので、今日議論するというのが趣旨ですが。

富岡委員 来年出てきたら今の要望を飲んでいただければ認められるということで良いでしょうかということで会長さんにお聞きします。

平林会長 特に大きな問題がなければ、基準を守っていただければ出てきた段階でそれを基にして、審査いただくということが本来だと思いますので、よろしいです。

富岡委員 皆さんもご承知のとおり長野県では野尻湖だけが特例になっていますが、長野県中でブラックバスについて血眼で駆除活動をしている時に、皆さんがどのように思うのか、特例だけでこれが通るのか、他の湖沼、場所でこういう特例を認めてほしいといった時に認めることができるのでしょうか。

平林会長 そういったときは少なくとも野尻湖のように対応していただけるか、ここで議論しないといけないということになっております。基本は解除ということはありませんのですけれども、特例として認めているのでそれなりの条件をきちんとクリアしていただかないとこの委員会でも認められないと思います。

富岡委員 よくわかりました。ありがとうございました。

平林会長 他にいかがでしょうか。

田中委員 今の富岡委員さんのご意見とも関連するのですが、禁止解除の指示を本当に認めて良いのかという気がしています。釣り人側から言いますと、長野県で1つだけ、全国的にみてもブラックバスの釣りについては一番メジャーな池なのです。その池で解除を認めるということにしておいて、実際にそのほかの湖でキャッチアンドリリースはだめですよと言うことは非常に疑問に思うのです。解除はよほど覚悟してやらないと、守れないという方向に我々が手伝いをしたということになってしまう。日本の屋根と言われている長野県で下流の皆さんに迷惑をかけていないか。釣り人のマナーを守るためのことをしているのかどうかを考えると認めて良いかということの日頃から疑問に思っています。

例えばアユとかイワナならば、家へもって帰ってお土産になるのですが、ブルーギ

ル、ブラックバスはお土産に持っていくわけにいかないし、どの様に処理するか考えると釣り人が再放流しないことを守るということをちゃんとやってもらえるか非常に疑問なわけです。もう少し監視体制にしても野尻湖側の監査で良いのかどうか、監査が甘くならないか、実際に迷惑がかかる新潟県側の皆さんに委託してその人達が見るようにした方が良いのではないかと考える訳です。きちんと守ってこの解除を認めるということにしないといけないと思っています。

野尻湖にいる外来魚は居心地がよくて、平時に下流へ逃げていくということは考えられないのです。問題なのは集中豪雨等の非常時に流れていくのではないかと心配です。みすず湖、みどり湖などで、実際、何回も見ているのですけれども、濁りと増水によって体が弱ってきて、偶然に流れて行ってしまう。私は魚が逃げていくのを何度か観察しています。平時は逃げていかないが、そういった時にどのような監視体制で守っていかなければならないかと考えればいけないと思います。一つの方法として、例えば24時間100ミリを超えた場合には県の指示によって何時間か観察していくとか、降雨時5時間はきちんと監視していくとかしないと、余水場から逃げたり、集中豪雨でどんなに網をやっても破損したりして非常時の状態を考えていかなければならない。野尻湖だけ認めるならば真剣に考えて、釣り人にマナーを守らせることを考えさせていかなければならないと思います。

私としても認めておきながら解除はだめだということは心苦しいのですが、お聞きしたいのですけれども、野尻湖の場合はオーバーフローなどした場合に網をかけていると思うのですが、実際に集中豪雨等の場合には魚が出てしまうということを防げると考えて良いのでしょうか。

平林会長 非常時の対応についてですね。事務局からご説明をお願いします。

事務局 逸出魚発見時の対策方法について、資料4、3P(3)④で洪水等の不測の事態においてオオクチバス等が監視場所で確認され、当該魚が逸出魚であることを否定できない場合ということで、そういったことを想定して回収駆除に努めるというふうにしていこうと想定しているところでございます。資料4、9Pをご覧ください。

事務局で調査をした一覧表で平成25年8月20日にB地点御小屋用水で、スクリーンの写真をご覧いただいておりますが、2尾見つかっているのはなぜ見つかったかという考察として、調査前日深夜の強い雨により、スクリーンが目詰まりして用水が一時期オーバーフローしたことによる逸出と思われるということで記載がございました。そういったことは起こり得るということで、判断基準の対策方法として今までの議論の中で基準として盛り込まれているという理解をしています。

平林会長 今の説明は「逃げる」ということで、それを前提にしているということになり

ます。東北電力でもある時期網を上げているということが何回かあるという話がありましたし、安全上の問題で流量が多くなった時には、上げざるを得ないということです。そのようなことが、例えば平成28年、29年にどれ位の頻度であったのか、どれ位の期間あったのかななどを、まとめていただいて、頻度があまりにも多いようだと、いくらスクリーンがあると言っても、田中委員さんがおっしゃったとおり平時の話ですので、水がごうごうと流れている時は全部開けるわけですから、頻度について我々が知らない、まずいかと思います。

そういう時にどういう対応をしているのか、ご説明いただいた通り対応しているのか、それが甘いということになれば、そういうものを付け加えていけないということになりますので、実情を事務局からまとめて出していきたいと思えます。事務局からコメントいただけますでしょうか。

事務局 東北電力の作業上の都合での逸出防止の開放につきましては、今年の1月から2月にかけて長期に渡ったわけですが、それが1回ございまして前の年の9月に1回ということで、こちらが把握しているのは3回になります。逸出防止装置を池尻川に取り付けるにあたっては河川管理者である建設事務所が実務を行うわけですが、河川法による占有許可を取るときに、条件として増水した時には上げられる構造になっていなければならないということでウィンチがついたもので上げる構造になっていますので、基本洪水の時は上げるのが前提になっております。

不測の事態の対応ということが盛り込まれて判断基準になっておりまして、会長からいただいたご質問の回答は、今まで3回ということになります。

富岡委員 実は私が求めているのは、今日の会議の内容を尊重している中で、田中委員さんと私が思っているのと少しニュアンスが違うので、他の湖沼で問題があった時に質問された場合には、我々13人の同じ答えができれば良いのですね、そういう確認の意味で会長に聞いたものですから、ちょっと違う方向づけされたので誤解されてもいけないので、マイクをとったところです。

田中委員 今日は日頃思っていることを意見として言わせていただいたので、ご理解いただきたいと思えます。是非、非常時の対応として網を上げている期間は魚が出ていないか、漁協も含めて必ず誰かが観察しているということを設けていただいて、非常時の対応についての強化を一項目入れていただくように要望としてお願いしたいと思います。

平林会長 今ご指摘いただいたところは、先ほど事務局から説明いただいておりますが、緊急時の対応として下流で調査をして捕る努力をするという規定があつて、現在も実際

にはやっているのですが、事務局で何かありますか。

実際には今やっているのですけれども。ごうごうと川がながれているところで観察するのは難しいところもあります。下流側で電気ショッカー等で調査をして捕る努力をしているということが現在書かれています。

事務局 電気ショッカーによる捕獲について、文面は検討してまいりたいと思いますが、開放している間、目視観察するということについてご議論いただければ良いですが、現実的にできるとかできないとかがありますので、この委員会で意見を頂ければと思います。現実的に、田中委員さんがおっしゃるように30日観察する訳にはいきませんので、どのように考えれば良いか、何か案があればと思いますけれども。

丸山書記長 今、非常時のご提案をいただいたということで理解をさせていただきます。具体的にどこまでできるかという趣旨を踏まえて、先ほどの電気ショッカーでの明確な位置づけとか頻度を高めるとか、私共である程度の修正案に反映させてご意見を求めていくという形が現実的でないかと思います。大雨の時の対応強化ということで受け止めさせていただきますので、趣旨を反映し、文面を検討してまいりたいと思います。

田中委員 網を上げた時に30時間観察するというのではなくて、経験では魚が弱って流れていくのは15cmくらいの水の中でも目視でわかるのです。100ミリ以上の雨量のときに魚が流れる可能性があるときに、是非観察体制を強めて調査報告するというのを是非やっていただきたいと思います。

藤森委員 田中委員さんからご指摘があったとおり、大水が出た時にどうするかということは、重要なポイントだと思います。大水が出ても外来魚の流出が無いよということになれば、それは理想の形だと思います。それができるかということになると、今の施設では無理だと思います。大水の時はしょうがないというのが今の許可基準になっています。

それを踏まえて、許可するのだったら許可する、それも認めないということになれば、大水の時の管理ができないということになれば、それでも良いということなのか、それでもだめなのか委員の皆様判断いただきたいと思いますので、この次の会議までにそれぞれお考えをまとめていただければと思います。

そうでなければ、事務局も大水の時まで全部対応しなさいと言われると、無理だと思いますし、だったら許可しないという方向に進むと思いますので、皆さん腹を決めて検討していただきたいと思います。

高田委員 本来、国はやってはいけないと言っているわけです。それを曲げることをこの委員会で過去にルール化したわけです。ルールに則って審議をしているだけなのです。富岡委員さんがおっしゃったとおり、他にこの条件を満たせば例外として認められるはずだということが出てきてもおかしくないのです。平成20年に作られたルールに則って漁業権者から申請があり、逸出防止策が講じられていると今のことを含めると、究極はこのルールが本当に良いのかという論議をしなければいけないということになってしまうのです。その覚悟でやるかどうかということです。今回はコクチバスですが、いずれブラックバスでということはお出してくると思います。そのところをどうするか考えるのでしょうか。

桐生委員から提案されて、コクチバスとオオクチバスの両方で出ているのだけれど、セットで審議してそれが認められるかどうかの判断であると事務局はおっしゃったけれど、私はそれはおかしいと思います。

このルールに従ってやるとすれば、それぞれの魚種について適、不適を審議すれば良いと思います。むしろオオクチバスはほとんど野尻湖を逸出していないのです。ということは数が少ないのです。それだったら日本全国のルールに従って禁止しましょうということになります。そういう判断だってあり得ると思います。

丸山書記長 高田先生のお話も承るわけですが、その前に最初にルールとして定めているという歴然たる事実の中で、何回かの審議の中で決定をしていただいているということと、申請者側としてはこちらの委員会の中の指示に基づいて努力をして報告し、毎回指示事項を強化し、レベルを上げながらも努力をしてきているということ、一方で非常時のときの指摘も本日もお話もいただいていると思います。

ですから、これからの議論として最初の平成20年に戻って議論するということは、事務局としてはそういうことではなくて、これから将来に向かっての当事者からの申請に基づいて、冷静かつ的確な審議をしていただいた上で、次のタイミングで決定をしていただくべきものと理解をします。

魚種の多いか少ないかの話については確かにそういう要素はあるかもしれませんが、事業者側としてどのような希望をされるかということが審議をしていく上のベースになると思いますので、そこを尊重していくということになるかと思います。

審議上、調査がさらに必要ということになればそれをさらに求めていくことになると思いますし、具体的な対応もしていただくこととなります。新たなところの申請は、今のところ私共としては想定してはおりませんので、特別なルールに基づいて作られたものでやっているということです。

いずれにしましても特別なルールということで、厳正に対処するために議論を引き続きお願いしたいと思います。

桐生委員 高田委員が言われた通り、オオクチバスも対象として良いかという申請書が対象魚種、オオクチバス、コクチバスと出されたときに、魚種の審査も必要ではないかと思います。

逸出防止策が講じられているけれども、実際には監視場所の下流で取られているわけですが、本来ならばだめですよということになります、捕れたから許可できないということではないと思っています。

委員の皆様は、長野県内であってもすべて放流禁止、駆除すべき対象であるという意識があると思うのですが、こういう条件であれば野尻湖漁協に限っては良いという考えだと思います。他の申請が出てもこれ以外は認められないということの意向を示しておけば、今後の問題はないと思います。それができるかどうかは別ですが、新たに申請は受けられないということです。

また野尻湖漁協に対しても、いつまでもコクチバスに依存しては困るのだよと、コクチバスに依存しない漁業を将来的に考えた方が良くと言った方が良くと思います。申請して許可されれば、いつまでもコクチバスの漁業ができるというわけではない、という認識を持ってもらっていただきたいと思います。

竹原委員 第1期のときから携わっていたのですが、第2期以降に逸出防止施設として新たに施設整備は求めないということが入っているのですが、今の段階で新しく設備をしなければいけないという状況ではないということが入っていると思うのですが、改めてこの文言を入れる必要があるのかと疑問に思います。入れなくてもよいのではないかと思います。

平林会長 理由があればここで披露していただければと思います。

竹原委員 最初の時にオーバーフローの問題は出たのですが、その時は絶対ないとはいえないけれどほとんどないでしょうという感じで進んだのですよね。だけど結局は大雨の時にフローしてしまうということも出てきたりして、事情が変わってきている気が致します。

そうしますと現時点では、今のままで良いよというお墨付きを与えている感じなのですが、これから先、状況によってはもしかしたらもうちょっと何とか設備をしてもらわなければいけないということも出ないとは絶対言えないのではないかと思います。特にこれを入れておかななくても良いのではないかと思います。

丸山書記長 第2期の時から入っていた文言で、事務局として入れた背景が手持ち資料ではわかりません。資料4、4Pの個別事項のところ2(2)逸出防止施設については、より効果的な施設の検討を進めていくということで、文言に入っていないながらも矛

盾が生じるというご指摘にも繋がるわけです。新たな施設を求めないという文言を、事務局側として敢えて入れる必要がなければなくても問題ないと思いますし、今のよう大雨の時に工夫するものが仮にあるとすれば、検討しながらより強化するという事に繋がります。背景を確認し、整理検討してメールで回答していきたいと思います。

平林会長 資料4、4P(2)については、桐生委員からご提案いただいたという記憶がございます。施設を作ったからと言って完璧ではないので、より良い施設を並行しながら是非検討していただきたいということが桐生委員から出てそれでこの一文が出たと思えます。

その辺も含めてご検討いただけたらと思います。他はいかがでしょうか。

いろいろなご意見をいただきましたので、事務局で修正案を作ってください、皆様からも意見をいただいてまとめていきたいと思えます。本日いただいたご意見で、なおかつ後で見て落ちているところがありましたら事務局へお話しください、あわせてメール等でご意見いただけたらと思います。事務局案を送っていただくということで決めさせていただきますと思えます。

他に何か御意見、御質問等がありますでしょうか。

各委員 ありません。

平林会長 無いようですので、これで本日の議事の全てを終了致します。

進行を事務局へお返しします。

事務局 本日はありがとうございました。これをもちまして、第227回長野県内水面漁場管理委員会を閉会致します。第19期の皆様で開会するのはこれで最後になります。ありがとうございました。次回は、場所は未定ですが2月を予定しております。

議事録署名委員 名取 清

議事録署名委員 藤森 貫治